

特定健診 健診専用会場のご案内

特定健康診査は、生活習慣病の予防と早期発見のための健診です。毎年の受診で、一年ごとの変化を把握することができます。市では、個別医療機関での受診に加えて、健診専用会場を設けています。年に一度の健診をぜひご受診ください。



- ▶対象／40歳以上で、市国民健康保険に加入中かつ、今年度の特定健康診査を未受診の人
※妊婦、6か月以上入院している人、75歳以上の人は除く
- ▶受診可能日／月～土曜日（祝日、年末年始を除く）
- ▶ところ／大垣健診プラザ（大井3-21-9）
- ▶受診料／500円 ※心電図・眼底検査を希望する場合は追加で500円必要
- ▶申込／平日の午前9時～午後4時に、同施設（☎71-9782）へ
※申込の際に「大垣市国保の特定健診」とお伝えください
- ▶備考／受診時にがん検診（年齢等条件あり）も受診可能な場合あり
※ご希望の場合は予約時に同施設へお問い合わせください
- ▶問合せ／国保医療課国民健康保険グループ（☎47-8132）へ

国民健康保険料の納付方法

年金引き落とし 口座振替 いずれか選択を

世帯主が国民健康保険に加入していて、世帯内の国民健康保険加入者全員が65～74歳の場合は、10月からの国民健康保険料の納付方法について、「世帯主の年金からの引き落とし」または「口座振替」のいずれかを選択してください。

詳しくは、国保医療課国民健康保険グループ（☎47-8132）へ。

現在、納付書で納付している世帯

6月中旬に案内を郵送します。手続きがない場合、原則「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。「口座振替」を希望する人は、手続きが必要です。

現在、世帯主の年金からの引き落としの世帯

これまでどおり「世帯主の年金からの引き落とし」による納付です。

現在、口座振替を利用し、保険料の未納がない世帯

これまでどおり「口座振替」による納付です。

保険料の未納がある世帯（口座振替利用者を含む）

自動的に「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。

口座振替を希望する場合の手続きは・・・

6月30日までに、国保医療課、各地域事務所、市民サービスセンターで手続きをしてください。

【持ち物】①振替口座の預金通帳 ②通帳の届け印 ③保険証
④納付書

ご相談ください!! 地域包括支援センター

「地域包括支援センター」は、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門職が連携して支援を行う総合相談窓口です。身近な相談機関として、お気軽にご利用ください。

大垣市地域包括支援センター	
安井・川並・洲本・浅草	高齢福祉課内（☎82-1166）
地域包括支援センター 大垣市社会福祉協議会	
興文・東・西・南・南杭瀬・日新・静里・綾里・荒崎	総合福祉会館内（☎77-2255）
和合・三城・墨俣	在宅福祉サービスステーション内（☎84-7111）
上石津	上石津老人福祉センター悠楽苑内（☎48-0068）
大垣市地域包括支援センター お勝山	
宇留生・赤坂・青墓	お勝山ふれあいセンター内（☎71-5536）
大垣市地域包括支援センター 中川ふれあい	
北・中川	中川ふれあいセンター内（☎82-1701）

排水管を清掃・修理!?
不審な業者にご注意を！

市から委託・派遣されているかのように装って、個人の敷地内にある排水管などの点検を行い、有料の清掃や修理を強引にすすめる業者が、市内を巡回することがありますので、ご注意ください。

市は、個人の敷地内の排水管などの点検・清掃を業者に委託したり、皆さんに事前にお知らせすることなく、調査をしたりすることはありません。また、排水管内の汚水がスムーズに流れていれば、清掃や修理の必要はありません。

不審な業者が訪れた場合は、下水道課（☎47-8714）へご連絡ください。

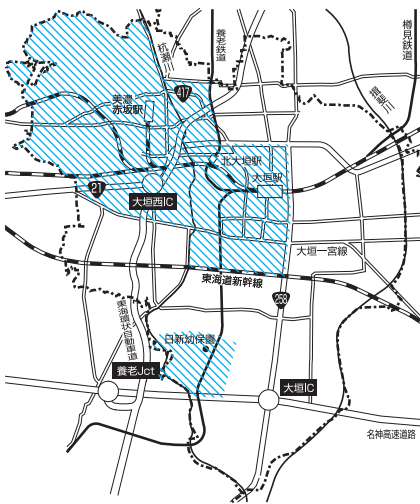
水道管の漏水調査を行います

道路に埋設された水道管の漏水調査を行います。

調査員は、市が委託した専門業者で、腕章と市が発行した身分証明書を携帯しています。

大切な水を無駄にしないために、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

- ▶調査区域／右図のとおり
- ▶調査期間／6月上旬～11月下旬（夜間調査の場合もあり）
- ▶問合せ／水道課（☎47-8692）へ



水道に関するお知らせ 問合せ／水道料金等お客様専用電話（☎71-8848、平日の8:30～17:15）

有効期間を経過する水道メーターを交換

市は計量法に基づき、有効期間の8年を経過する水道メーターの交換を行っています。

6月下旬から10月下旬にかけて、市が委託した指定工事業者が、該当するご家庭へ伺って交換作業を行いますので、ご協力をお願いします（費用は不要）。



上・下水道の使用開始・中止の申し込みはお早めに

引越などで上・下水道の使用を開始または中止するときは、申し込みが必要です（井戸水による下水道使用も含む）。

お早めに、水道料金等お客様専用電話へ連絡してください。

使用開始・中止する3営業日前から1か月前までであれば、インターネットで24時間申し込みが可能です。市HPのオンラインサービス「水道等開始・中止インターネット申し込み」からお申し込みください。

水道等の申込専用ページ



スマートフォン用



携帯電話用

運営／大垣市水道料金等業務委託受託者「ヴェオリア・ジェネッツ(株)」

水道料金などのお支払いは口座振替が便利です！

「Web口座振替受付サービス」をご利用ください

水道料金などのお支払いは、口座振替が便利で安心です。市内金融機関窓口で申し込みができますので、ご利用ください。

現在、上・下水道を利用している人は、自宅のパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、口座振替の申し込みができます（一部金融機関を除く）。市HPのオンラインサービス「Web口座振替受付サービス」からお申し込みください。



申込ページ